

大野市介護保険条例の一部を改正する条例案について

- ① 低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化 (第7条 保険料率)

別添 資料5-1のとおり

- ② 介護保険料の徴収猶予の期限の延長 (第13条 保険料の徴収猶予)

【改正前】 3月以内

【改正後】 6月以内

- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免申請書の提出期限の特例 (附則第10条を追加)

【対象保険料】 令和元年度分及び令和2年度分の保険料

(ただし、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの)

【改正前】 普通徴収……納期限前7日まで

特別徴収……特別徴収対象年金の支払月の前々月の15日まで

【改正後】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が存するものについては、市長が指定する日

○施行日 公布の日

○適用日 ①② 令和2年4月1日

③ 令和2年2月1日